

監査公告第 16 号

公の施設の指定管理者監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果について別紙のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 18 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

令和2年度 公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

公の施設の指定管理者及び所管課の令和元年度、令和2年度（10月まで）に執行された施設の管理に係る出納、その他の事務を監査対象とする。

2 監査の対象施設等

指定管理者の概要

名 称	雪の科学館指定管理者グループ 代表 加賀市総合サービス株式会社
代表者	代表取締役 大和 徳泰
住 所	加賀市大聖寺八間道 65 番地 かが交流プラザさくら 2 階

施設の概要

施 設 名	中谷宇吉郎雪の科学館				
施 設 規 模	敷地				12,987.515 m ²
	建物	759.69 m ²	1 階		589.32 m ²
	(鉄筋造一部木造2階建)		2 階		170.37 m ²
	中庭				374.40 m ²
所 在 地	加賀市潮津町イ 106 番地				
指 定 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（現在）				
指定管理委託料	令和元年度 21,563,000 円				
指定管理に係る 収支状況	令和元年度				
	収 入				36,023,330 円
	支 出				37,476,728 円
	収 支				△1,453,398 円
施設利用実績	利用 者 数	有 料	個人	16,428 人	合 計 25,520 人
			団体	658 人	
			計	17,086 人	
	無 料	一般	1,897 人		
		高校生	6,537 人		
		計	8,434 人		
利 用 料 収 入	8,135,994 円				
そ の 他 収 入	193,120 円				
自 主 事 業 収 入	6,131,216 円				

3 監査期間 令和2年11月4日～令和2年12月11日

4 監査実施委員 代表監査委員 浅井 廣史
議選監査委員 林 茂信

5 監査の方法

指定管理者及びその所管課から提出された資料及び関係書類等について、次項の着眼点に基づき監査するとともに、施設において指定管理者の関係者から説明を受けた。

6 監査の着眼点

【所管課】

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 協定書の締結は適正で、必要事項が適正に記載されているか。
- (3) 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (4) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (5) 修繕費の執行が適切に行われているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

【指定管理者】

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は行政目的を理解し適切に行われているか。
- (3) 収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 決算報告書は適正になされているか。
- (5) 備品の管理は適正に行われているか。
- (6) 利用者意見の収集に努めているか。

第2 実施内容

1 業務の報告状況について

指定管理業務委託の仕様書に基づき、事業実績報告及び機械警備、昇降機の保守点検等の結果について、所管課への報告状況を確認した。

2 協定内容（事業計画）の履行について

管理運営業務の実施状況について、施設内の視察を行う他、自主事業の取り組み状況や利用料金の収納手続き、指定管理者が行う利用者アンケートの実施状況等について説明及び資料を求めた。

3 決算について

指定管理業務について、決算書及び諸帳簿、通帳残高（決算内訳等の相当

額)を確認するとともに、収入・支出の根拠となる施設利用申込書、請求書、賃金台帳を検査した。

4 共同企業体としての協定内容について

指定管理業務の受託時に締結された共同企業体協定書の内容説明を受け、業務の分担及び構成員の債務の負担について確認した。

5 利用促進の取り組みについて

仕様書に基づく「指定管理者が行うモニタリング」の実施状況について、利用者意見の集計内容を確認するとともに、利用促進の取り組みについて状況を確認した。

第3 監査結果

施設の管理運営状況及び財務に関する事務の執行は概ね適正に処理されていると認められたが、検討を要する事項が見受けられたので、次のとおり監査意見を述べる。

なお、その他の事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度関係者に指示したところである。

1 所管課（文化振興課）に対する監査意見（地方自治法第199条第10項）

(1) 建物管理について

展示室の入口付近などの雨漏りが前年度中に発生し、応急処置が施されているが、良好には改善されていない。10万円以上の修繕費については、全庁的に市の負担で実施していることから、遅滞なく状況確認を行い、市側で必要な対応を進めること。

(2) 指定管理者制度の協定書の遵守について

施設内の特定の場所において、喫茶サービスを提供しているが、諸事情により、受託者に変更があったにもかかわらず、その契約状況など市への事前協議や承認がないまま実施している。

速やかに、事務手続き上の承認を書面で確定させ、今後も協定書第9条に規定する第三者委託の取り扱いについて、遵守するよう指導すること。

(3) 指定管理委託費について

指定管理者側から提出された令和2年度の第2四半期までの実績報告では、担当課予算の企画事業費に位置づけられた「中谷宇吉郎生誕120年記念事業費」の実績額が支出額として集計されている。

指定管理委託費とは別の事業費を含めるのは誤りであり、指定管理料の精算方法が定められていることから、担当課から明確に指導すべきところであるので、速やかに是正させ対処すること。

2 指定管理者に対する監査意見（地方自治法第 199 条第 10 項）

(1) 決算について

当該監査においては、指定管理の範囲においてその収支や現金残高の確認等を実施する旨通知しているが、公表されている決算書（主に貸借対照表及び損益計算書）は、複数の業務の総額で作られており、業務別に監査するには内部資料に拠り所を求めざるを得ない。

指定管理する施設数や団体の他の業務が多くなるにつれ、各事業の経営状況を明らかにする必要があることから、把握している事業別のセグメント情報を出来るだけ決算書に導入するよう検討されたい。

(2) 管理業務について

展観施設の現場管理として、多様な利用料の収納事務を適切に処理し、利用人数の集計等の事務処理も極めて良好になされており、監査も円滑に実施することができた。体験型の展示に注力している職員の姿勢も高く評価したい。今後もその意欲を継続し施設の利用促進について取り組まれることを期待している。

第 4 留意事項

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。